

野生いのししにおけるアフリカ豚熱防疫措置の 具体化に向けた対応

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

目次

- 1.ASF対策の重要性
- 2.ASF対策の具体化に向けて
- 3.諸外国でのASFの防疫措置
- 4.基本方針の策定
- 5.演習
- 6.ASF対策の具体化の経緯と今後の予定

1. ASF対策の重要性

(1) アフリカ豚熱 (ASF) とは

- **原因:** アフリカ豚熱ウイルス (アスファウイルス科アスファウイルス属。2本鎖DNA・2重のエンベロープ。大きい。) ※環境耐性があり、食肉・死体等でも長期に感染性保持。現在の世界流行株では急性経過で死亡。
→ **感染動物は急激に弱る・死亡＋死体のウイルスは長期残存→イノシシ感染事例では死体対策が重要**
- **宿主:** 豚、いのしし (ダニによっても媒介) ※人には感染しない
- **分布:** アフリカ、欧州の一部 (ロシア及びその周辺国、東欧) のほか、2018年 (平成30年) 8月に中国で発生 (アジアで初の発生)。以降、アジア地域での発生が拡大。※日本未発生。
- **症状:** 甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。(豚熱より白血球数はやや高め。甚急性では所見なく死亡)
※ 豚熱に酷似するがより病原性は強い傾向。
- **対策・予防:** 水際対策の徹底 (国内未発生)。飼養衛生管理の徹底。有効なワクチンは存在せず。
→ **豚における最強の悪性伝染病との評価も。**
- **防疫対応:** 全頭殺処分。(豚熱と異なり、必要があれば予防的殺処分の実施が認められている。)

野生イノシシの感染確認でも、状況によっては農場の予防的殺処分の対象に！



耳翼の紅斑 (その後、死亡直前に紫斑)



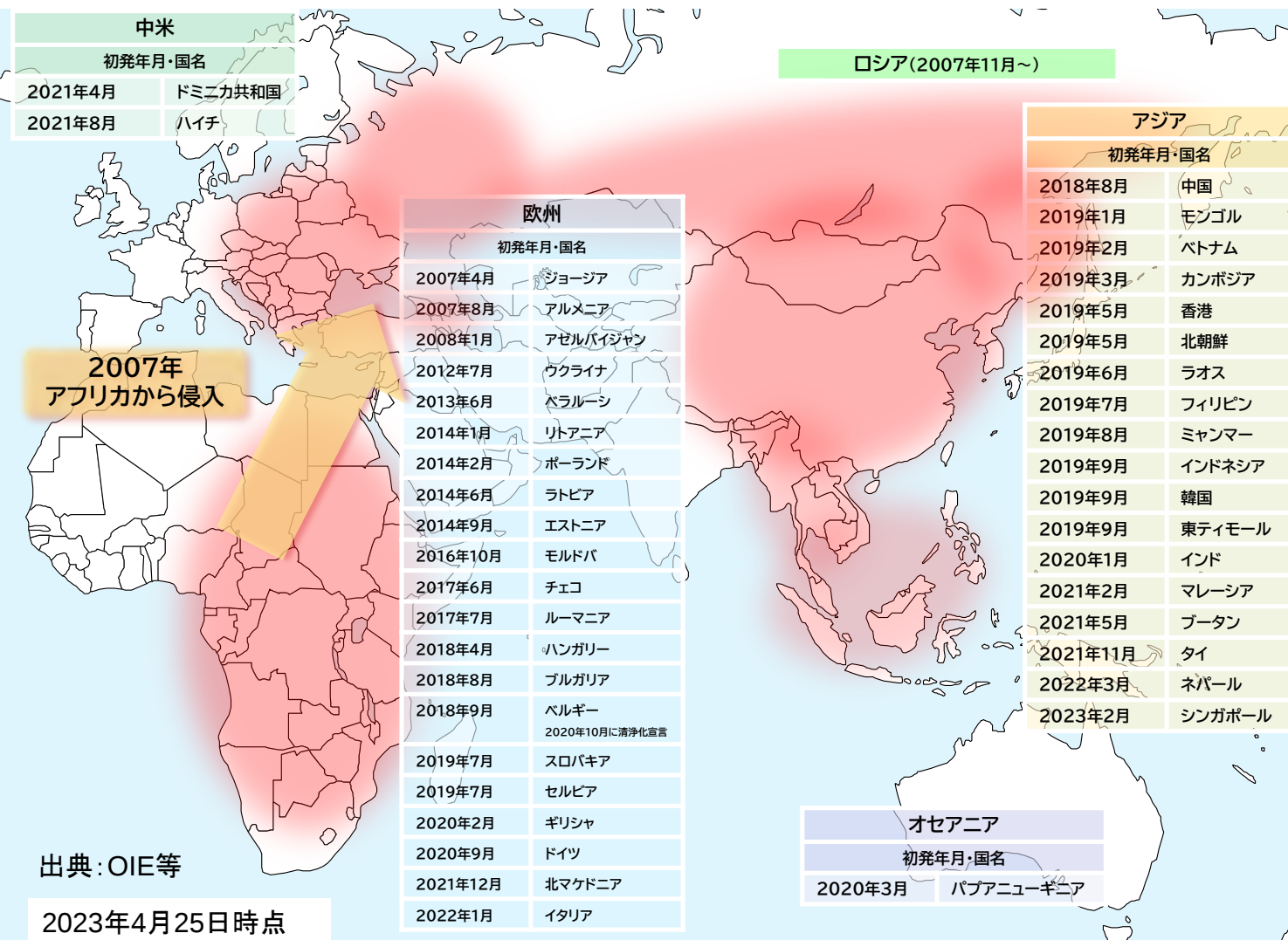
元気消失・下痢



脾臓の鬱血性脾腫

1. アフリカ豚熱対策の重要性

(2) アフリカ豚熱の発生拡大状況 (2007年～)



アフリカ豚熱の経緯概要

1921年：アフリカ豚熱の英国人の Montgomeryにより初報告
(1900年代初頭からケニア・ウガンダの豚でみられた)

1957年：アンゴラ→ポルトガル
以後、欧州・中南米で発生。
欧州では、サルデニア島を除き1995年に、
中南米では1980年代中盤には撲滅。

(2006年末? : ジョージア ポチ港に侵入)
2007年4月：ジョージア
2007年8月：アルメニア
2007年11月：ロシア
2012年7月：ウクライナ
2013年6月：ベラルーシ
2014年1月：リトアニア
2014年6月：ラトビア
2014年2月：ポーランド・・・
(その後、2018年9月ベルギー、2020年9月ドイツ等)

2017年3月：ロシア (イルクーツク)
2018年8月：中国
2019年5月：北朝鮮
2019年9月：韓国
東南アジア各国で発生

・ハム等の肉製品、残飯→イノシシ
・イノシシによる感染と広がり

2. アフリカ豚熱対策の具体化に向けて

(1) 家畜伝染病予防法の改正（令和2年）

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認された豚熱については、同病に感染した野生イノシシによって広域に病原体が拡散。
- 野生動物の感染に対する対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止を図る必要。
- アジア地域においてASF（アフリカ豚熱）の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の輸出入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾病の侵入防止を徹底する必要。

事態に迅速かつ的確に対処するため、
家畜伝染病予防法の一部を改正（第201回国会・
令和2年3月27日成立・4月3日に公布。）

2. アフリカ豚熱対策の具体化に向けて

(2) アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針 家畜伝染病予防法第3条の2

└ アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

第2節 野生いのししにおける防疫対応

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

第18 病性の判定

第19 病性判定時の措置

第20 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

第23 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

2. アフリカ豚熱対策の具体化に向けて

特に重要な部分：豚熱での防疫対応と異なる部分

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

- ・半径10 km以内について、捕獲・死亡イノシシの検査（豚熱と同じ）
- ・**半径3 km以内について、積極的な死体搜索による検査・死体排除**
- ・**（3 kmの）外接部の捕獲推進による個体数削減**
- ・**（3 kmの）外接部防護柵等による囲い込み**

豚熱の防疫指針（第23ウイルスの浸潤状況の確認等）では・・・

- ・半径10 km以内について、捕獲・死亡イノシシの検査
- ＜留意事項通知＞ 半径3 km以内について積極的に採材
- ＜留意事項通知＞ 野生イノシシから豚等への感染拡大防止として、必要に応じて捕獲推進による個体数削減・外接部防護柵等による囲い込み

課題

野生動物に関する積極的な初動防疫の経験がない中で、特に、この第24の措置を具体的にどうするのか。

2. アフリカ豚熱対策の具体化に向けて

(3) アフリカ豚熱の対策に関する具体化の必要性

農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部（令和3年11月24日開催）

- まず、**日本にウイルスを入れないための水際対策の強化が重要。**
- しかし、水際対策は100%でないため、万が一、日本に侵入した場合に備え、**農場にウイルスを入れないための飼養衛生管理の向上が必要。**
- また、感染状況を早期に把握するため、**野生イノシシの捕獲・サーベイランスの強化が必要**なほか、野生イノシシがアフリカ豚熱に感染した場合に備え、野生イノシシの死体の回収、通行の制限等の対策を具体化していく必要。

日本に入れない

日本に持って来させないための対策に加えて**水際対策の強化**

農場に入れない

ワクチンはないので、**飼養衛生管理の向上**
(伝播性は、豚熱 > アフリカ豚熱)

国内で広げない

早期発見が重要なので、**野生イノシシの捕獲及びサーベイランスの強化**
(野生イノシシでの発生に備え、死体の回収等対策の具体化が必要)



コロナが落ち着きを見せる中、早急な具体化が必須！

2. アフリカ豚熱対策の具体化に向けて

(4) 農水省による具体化のための実地演習の実施

CSF・ASF対策本部（11月24日）を受け、11月26日から年内実施に向けた準備・調整を開始。

調整・準備事項

- ・つくば市への連絡・調整
→地元猟友会、市内関係者との調整
- ・県猟友会との調整
- ・地形机上調査（Google Maps、国有林地図、聞き取り）
→国有林、国定公園（3種）、保安林であることを確認
- ・国有林の入山・演習実施に関する調整（林野庁、林野庁→茨城森林管理署）
- ・保安林の入山・演習実施に関する調整（茨城県林業課）
- ・国定公園の入山・演習実施に関する調整（茨城県環境政策課）
- ・研究機関（農研機構畜産研究部門・動物衛生研究部門、森林総合研究所）との調整
- ・茨城県畜産課家畜衛生グループとの調整
- ・資材調達（納体袋、消毒薬、滑り止め、ロープ、背負子等）
- ・つくば市・地元猟友会との打合せ
- ・現地事前調査
- ・資料作成（行程、地図、会議資料等）

つくば市等の協力を得て、12月28日に実施

参加者（21名）

- ◆農林水産省消費・安全局動物衛生課（3名）
- ◆農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課（1名）
- ◆林野庁森林整備部研究指導課（2名） ◆林野庁国有林野部業務課（1名） ◆農研機構畜産研究部門（2名）
- ◆農研機構動物衛生研究部門（3名） ◆森林研究・整備機構森林総合研究所（2名）
- ◆茨城県猟友会桜支部（2名） ◆茨城県農林水産部畜産課（1名）
- ◆つくば市経済部鳥獣対策・森林保全室（2名） ◆茨城森林管理署（2名）

2. アフリカ豚熱対策の具体化に向けて

実地演習・意見交換会（2021年12月28日）



【筑波山での実地演習】

通常狩猟が行われない場所で死体が発見される可能性を想定



【意見交換会】

県・市・林野庁・地元猟友会員を交えたASFに関する野生イノシシ対策及び現状のCSF対策に関するとの意見交換を実施

課題（検討中）

- 各県において、発生時における関係各機関との連携体制の構築
- イノシシの死体を埋却及び焼却するにあたり制度的整備が必要
- イノシシの死体発見時の通報体制の強化
- 死体の発見場所によっては、埋却も焼却も困難となる状況が考えられることから、埋却及び焼却以外の方法で、生体と死体の接触を防止する方法を検討する必要

2. アフリカ豚熱対策の具体化に向けて

(2) 野生イノシシの死体処理における制度的整理及び関係部局間の連携強化について

背景

豚熱感染拡大の状況においても、野生イノシシの死亡個体の処理について、制度的な整理がこれまで明確でなかった（※捕獲個体の死体処理については整理がされている）。

問題点

全国アンケート、実地演習・検討会を通じて浮かび上がった問題点

1 現状

自治体における野生イノシシの死体処理についての自治体内で対応の苦慮

- ・捕獲と同様に埋置している場合が制度的に問題ないのか？
- ・関係部局間の連携が困難・不十分

2 今後可能性のある事態

野生イノシシにおける

- ・豚熱の感染拡大リスク大
- ・アフリカ豚熱の侵入リスク大



死体急増の恐れ

死体処理でつまづき、感染リスクのあるイノシシの死体放置が増加すると・・・

!

- ・豚熱・アフリカ豚熱の感染拡大リスク拡大（特にアフリカ豚熱で問題）
- ・環境衛生・公衆衛生上の影響拡大（悪臭、汚水による土壌・水質汚染等）
- ・自然環境への影響拡大（希少野生生物の生態系破壊等）

各県での、野生イノシシでのアフリカ豚熱対策としての実地演習等を進めるためにも、これらの問題点の解決と関係部局の連携強化は必須！



関係省庁・部局が統一見解を示すことで、死体処理における制度的問題点の解決・自治体内での関係部局の連携強化に資する

経緯・状況

- 11月 死体処理に関する全国アンケート調査
- 11月末 農林水産省豚熱アフリカ豚熱対策本部会議
- 12月末 筑波山麓での実地演習・意見交換会
- 1月 必要な制度的整理について検討
- 1月末～ 関係省庁・部局で検討

○農林水産省

- ・消費・安全局
- ・農村振興局
- ・林野庁

○環境省

- ・環境再生・資源循環局
- ・自然環境局

★速やかな対応が必要であることについて一致

通知において必要な事項

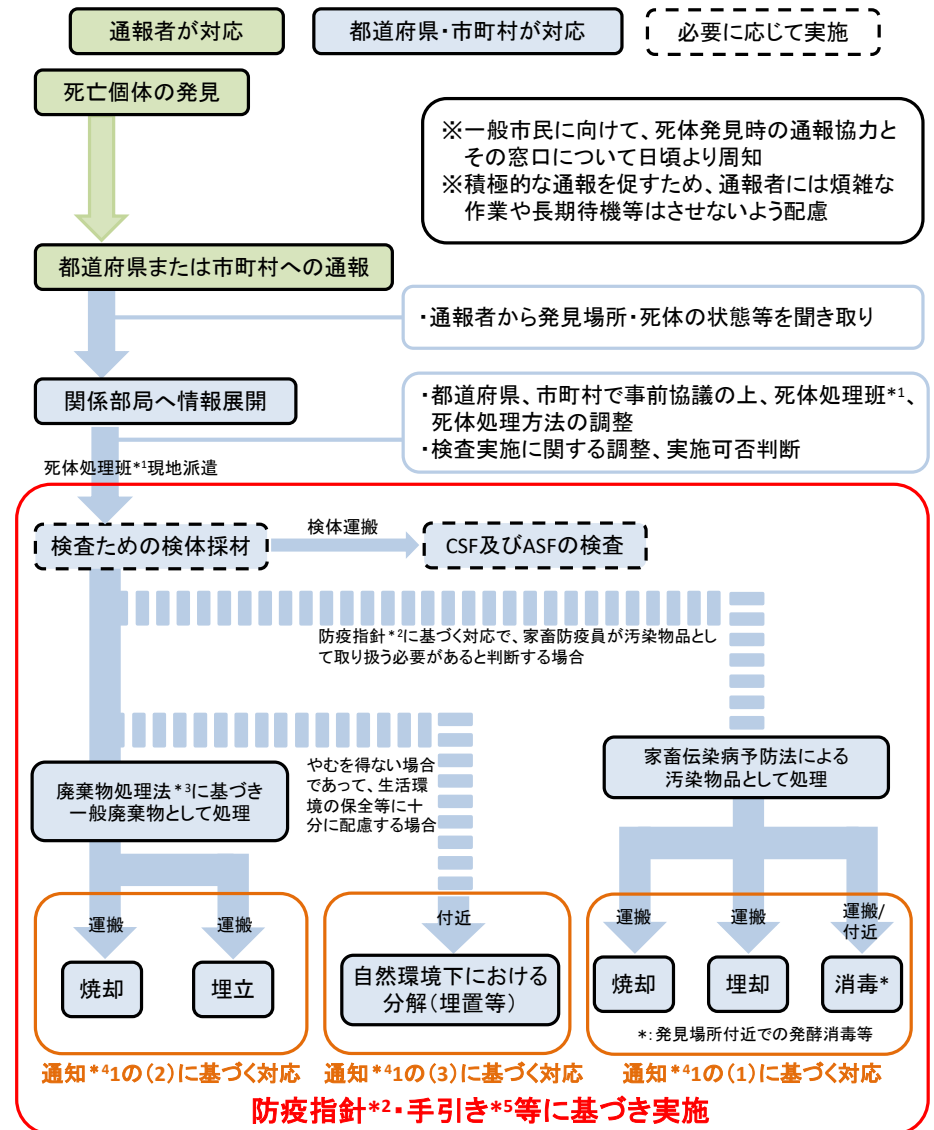
- ・死体処理方法に関する制度的な明確化
- ・自治体内・関係者における連携強化
- ・処理における安全性
- ・死体における検査の推進

関連5局庁長の連名により令和4年3月31日通知発出

「豚熱及びアフリカ豚熱に感染し、又は感染したおそれのある野生イノシシの死体等の処理等について」

(令和4年3月31日付け、3消安第7123号、3農振第2908号、3林整研第333号、環循適発第2203311号、環自野発第2203284号、農林水産省消費・安全局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長及び環境省自然環境局長連名通知)

死亡した野生イノシシの処理フローチャート（参考資料）



*1: あらかじめ県市町村で、死体の状況(検査可否等)、感染状況等を踏まえ、死体処理班の構成パターンを検討。
*2: 特定家畜伝染病防疫指針(豚熱・アフリカ豚熱)
*3: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
*4: 豚熱及びアフリカ豚熱に感染し、又は感染したおそれのある野生イノシシの死体等の処理等について
*5: CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き
備考: 検査実施個体等について従前どおり家畜保健衛生所での焼却も可能
注: ASFのリスクが高い場合は、原則、汚染物品として処理